

【質問事項 3～5について】

「単純労働者」という言葉は様々な文脈で用いられており、一概にお答えすることは困難である。

その上で、政府としては、例えば、特段の技術、技能、知識又は経験を必要としない労働に従事する活動を行う外国人を受け入れる政策については、これを採ることは考えておらず、新たな受入れ制度は、このような政策をとるものではない。

【質問事項 14～18について】

「移民」の概念は多義的なもの。政府としては、例えば、国民の人口に比して、一定程度のスケールの外国人及びその家族を期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していくこうとする政策を探ることは考えていない。

今回の制度改正は、人手不足の分野に限定し、法律で定める技能を有する限られた外国人を、期限を付して受け入れるものであって、先ほど申し上げたような政策とは明確に異なるものである。

【質問事項19～22について】

新たな受入れ制度は、その制度上、無制限に外国人を受入れるという仕組みになっておらず、例えば、受入れ分野を所管する業所管省庁が人手不足状況を継続的に把握し、その状況の変化を適切に判断して停止を求めるなどの措置を設けている。また、分野別運用方針の中で中期的な受入れ見込み数も示す予定であることから実質的には上限規制があるのと同様である。

なお、上限については、そもそも、人手不足の状況に応じた合理的な根拠に基づく数値を定めることができるかという問題もあるが、むしろ上限を定めると、生産性向上等の取組を行わずとも上限まで外国人を受け入れてよいとの意識を醸成しかねないし、社会情勢の変化に対応した柔軟な人手不足対応が講じられなくなるという懸念もあるところ。